

【小高区地域振興課】

R 8 年度小高区自治振興基金の活用について

令和 8 年度 事業予定

(単位：千円)

充当事業	事業費	充当額
新規 1		
小高区民俗芸能保存伝承事業	150	150
継続 1		
イルミネーション装飾業務委託	3,850	3,850
継続 2		
高校生による小高区での実践事業	1,155	1,155
継続 3		
桜の枝等剪定業務委託 小高川河川敷	335	335
合計	5,490	5,490

※R 7 : 6,322→R8 : 5,490 ▲832

充 当 予 定 事 業

【新規 1】

小高区民俗芸能保存伝承事業

(1) 事業概要

小高区に残る民俗芸能の伝統行事を保存伝承するため神楽等の民俗芸能の伝承公開活動を行う団体へ支援を行う。

(2) 実施計画（予定）

南相馬市内において神楽等の伝承公開活動を行った小高区の団体に出演の謝礼を支払う。

【継続 1】

小高区街なか賑わい創出事業

(1) 事業概要

小高交流センターに冬の期間イルミネーションを設置し、住民の憩いの場として、施設の魅力を向上し、施設の利用を促進する。

【継続 2】

高校生による小高区での実践事業

(1) 事業概要

小高区の復興・再生を若者と促進するため、地域住民との協働により、高校生が企画した季節ごとのイベントを実施する。

(2) 参加生徒

・小高産業技術高校、原町高校、相馬高校
25名（男子5名 女子20名）

(3) 事業内容

ア. 高校生が企画した自主事業の実施（イベント企画・開催）年4回

イ. 他団体との交流会

【継続 3】

観光一般経費（小高区）

(1) 事業概要

小高川河川敷に群生している桜の管理、剪定を行う。
住民からの要望を受け、剪定等を実施する。

(2) 実施計画（予定）

住民からの依頼を受け、業務委託として依頼する。

小高区民俗芸能保存伝承事業 事務要項

令和 8 年 4 月 1 日制定
南相馬市教育委員会
事務局文化財課

1. 目 的

小高区に伝えられてきた民俗芸能（寺社に奉納等されてきた民俗芸能に限る）について対し絶やすことなく後世に受け継ぐために、小高区の民俗芸能の公開活動を実施する団体に助成を行い、地域での伝承及び後継者の育成を促進する。

2. 対象事業

小高区に伝わる民俗芸能を保存伝承することを目的に公開活動する事業

※市の主催イベントで謝礼金が支払われる場合を除く（例：民俗芸能発表会など）

（1）対象となる民俗芸能

小高区の民俗芸能

祭礼に伴う（伴っていた）数世代にわたり小高区の各地域で継承されている芸能
例としては、神楽、田植え踊り、手踊りなどが対象

※対象外

相馬流山踊り（別補助団体に補助金支出しているため）

創作太鼓、創作芸能（よさこいなど）、他地域の芸能（花笠踊りなど）

3. 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

4. 対 象 者

小高区の実施団体

構成員に小高区民以外が含まれても可

5. 助 成 額

実施団体に対する謝礼金 1 回 30,000 円

※予算の範囲内で謝礼金を支給する。

※一団体につき申請は一回限りとする。

6. 申 込 先

南相馬市教育委員会事務局 文化財課文化財（電話 24-5284）

■小高区自治振興基金の状況(令和3年度～令和8年度)

参考資料

(1)小高区自治振興基金の収支

年 度	年度当初残高 (A)	支出 (事業充当額) (B)	収入 (基金利子等) (C)	年度末残高 (D) (A)-(B)+(C)	年度当初からの 増減額 (D)-(A)
令和3年度	239,771,011	8,203,565	9,761,393	241,328,839	1,557,828
令和4年度	241,328,839	9,285,243	4,854,787	236,898,383	▲ 4,430,456
令和5年度	236,898,383	11,615,197	4,854,648	230,137,834	▲ 6,760,549
令和6年度	230,137,834	9,040,424	4,809,618	225,907,028	▲ 4,230,806
令和7年度(予算)	225,907,028	6,322,000	4,851,000	224,436,028	▲ 1,471,000
令和8年度(案)	224,436,028	5,490,000	5,424,260	224,370,288	▲ 65,740

(2)小高区自治振興基金 充当事業一覧

充 当 事 業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予算)	令和8年度 (案)
高校生による小高区での実践事業	216,355	90,655	419,841	827,424	1,000,000	1,155,000
花のまちづくり推進事業	539,110	669,588	959,856	579,000	1,134,000	
小高区街なか賑わい創出事業	3,826,900	3,850,000	3,844,500	3,740,000	3,850,000	3,850,000
小高区小学校運動着購入事業費補助金						
小高川河川敷桜テングス病駆除	3,207,600	4,675,000	6,391,000	3,894,000	338,000	335,000
小高駅前観光案内看板改修	413,600					
小高区民俗芸能保存伝承事業						150,000
合 計	8,203,565	9,285,243	11,615,197	9,040,424	6,322,000	5,490,000

○南相馬市小高区自治振興基金条例

平成18年1月1日

条例第226号

(設置)

第1条 本市の一体性を保持しながらも、自治区内の住民主体による自治の確立と特色あるまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、南相馬市小高区自治振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 自治区内の特色あるまちづくりの推進について特に必要と認める事業
- (2) 人材及び公共的団体等の育成について特に必要と認める事業
- (3) 文化及び体育・スポーツの振興について特に必要と認める事業
- (4) 高齢者等の保健福祉の増進について特に必要と認める事業
- (5) 環境、国土保全及び緑化推進について特に必要と認める事業

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

7 小地第 3 5 2 号
令和 8 年 1 月 3 0 日

南相馬市小高区地域協議会
会長 阿部 貞康 様

南相馬市長 門馬 和夫



小高区自治振興基金の活用について（諮問）

地方自治法第 2 0 2 条の 7 第 2 項の規定により、下記の事項について貴地域協議会の意見を求めます。

記

1. 小高区自治振興基金の活用について



7 小 地 協 第 1 6 号
令 和 8 年 1 月 3 0 日

南相馬市長 門馬 和夫 様

南相馬市小高区地域協議会
会 長 阿部 貞康



小高区自治振興基金の活用について（答申）

令和8年1月30日付け7小地第352号で諮問のありました「小高区自治振興基金の活用について」、当地域協議会の意見は下記のとおりです。

記

「小高区自治振興基金の活用について」は妥当であると判断します。

なお、小高区民俗芸能保存伝承事業については、令和8年度実施状況を踏まえ、今後も継続して実施することを意見として付します。